⑦その他の県民意見、 利用者意見の反映方法について

■意見の反映方法

(案1)研究会で意見発表

募集方法:HP等で募集

定 員:4名程度

発表内容: 『琵琶湖大橋に対する思い』(10分程度/人)

募集要件;以下のとおり

- ①第3回研究会に参加できる方
- ②県内に在住または通勤・通学する満18才以上の方(国・地方公共団体の議員、常勤の公務員は除く)
- ③応募にあたっては、応募用紙に琵琶湖大橋を含め、滋賀の 道路整備に関するご意見や日頃から感じておられることを 記載する項目を設ける。
- ④応募のあった中から、居住地、通勤・通学先地域、意見等 を総合的に考慮して選考する。

(選考にあたっては、別途「選考委員会」を庁内に設置する)

(案2)研究会に参加する公募委員の募集

募集方法:HP等で募集

定 員:2名程度

参加時期:第2回研究会より参加

募集要件;以下のとおり

- ①第2回研究会以降、参加可能な方
- ②県内に在住または通勤・通学する満18才以上の方(国・地方公共団体の議員、常勤の公務員は除く)
- ③応募にあたっては、応募用紙に『琵琶湖大橋に対する考え』を記載する項目を設ける。
- ④応募のあった中から、居住地、通勤・通学先地域、意見等 を総合的に考慮して選考する。

(選考にあたっては、別途「選考委員会」を庁内に設置する)